

京 都 大 学 本 部 事 務 決 裁 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		<p>附 則</p> <p>この規程は、平成26年6月17日から施行し、平成26年4月1日から適用する。</p>	
別表第1 (略)		別表第1 (同 左)	
別表第2 (第3条第2項関係)		別表第2 (第3条第2項関係)	
事項	決裁者	事項	決裁者
京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第6号、第8号及び第9号を除く。)、第3条(第1号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号を除く。)、第17条及び第18条に定める事項	総務・企画・情報環境担当の理事	京都大学本部事務分掌規程(平成18年8月30日総長裁定。以下「分掌規程」という。)第2条(第7号、第9号及び第10号を除く。)、第3条(第1号を除く。)、第4条、第5条(第2号、第3号及び第5号から第7号までを除く。)、第17条及び第18条に定める事項	(同 左)
(略)		(同 左)	
分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までを除く。)に定める事項	病院・国際担当の理事	分掌規程第24条(第7号、第8号及び第10号から第12号までを除く。)に定める事項	(同 左)
分掌規程第2条(第6号、第8号及び第9号に限る。)、第5条(第2号及び第5号に限る。)、第6条及び第16条第4号に定める事項	法務・コンプライアンス担当の副学長	分掌規程第2条(第7号、第9号及び第10号に限る。)、第5条(第2号及び第5号から第7号までに限る。)、第6条及び第16条第4号に定める事項	
(略)		(同 左)	
分掌規程第24条(第8号、第9号及び第11号から第13号までに限る。)及び第25条に定める事項	学生・図書館担当の理事又は病院・国際担当の理事	分掌規程第24条(第7号、第8号及び第10号から第12号までに限る。)及び第25条に定める事項	(同 左)
(略)		(同 左)	
別表第3 (略)		別表第3 (同 左)	